

Web 申込用
補償業務管理士共通科目研修実施の案内
(令和7年度)

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

目 次

はじめに	1
1. 受講資格者	1
2. 研修会場・実施期間等	2
(1) 研修会場	2
(2) 申込受付期間、申込受付場所等	2
3. 研修の科目等	3
4. 申込に必要な書類	3
5. 記載上の注意事項	4
6. 受講手数料及び納付方法	5
7. 研修受講上の諸注意	7
8. 研修で使用する市販図書	8
9. 共通科目研修修了証書の交付	9
10. その他	9
11. 記載例	10
12. 研修会場案内図	22
13. 参考	25

はじめに

この研修は、補償業務管理士の資格を取得しようとする者で、次の「1. 受講資格者」を対象に、「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月 理事会決定)」(以下「実施規程」という。) 第2条及び第17条に基づき、実施するものです。

1. 受講資格者

(1) 「資格を取得しようとする部門の補償業務経歴が4年以上ある者」

なお、複数部門資格を取得しようとする者は、それぞれの部門について補償業務経歴が4年以上(概ね重複しない年又は年度での経験がそれぞれ4年以上)必要です。

(2) 「研修修了証書発行の日から3年を経過した者(実施規程第9条第2項)で、再度受講する者」

なお、専門学校の対象学科(2年制)において、「補償講座」の単位を取得し、卒業された方で取得しようとする部門の補償業務経歴が4年以上ある者は、共通科目研修の受講は免除(補償業務管理士試験委員会決定(平成22年7月13日付))されます。

(対象となる専門学校等については<参考>-4(29頁)参照のこと。)

コース別に受講する研修は、次の○印の研修です。

<コース別必須受講科目>

研修区分 コース区分	共通科目研修	専門科目研修
コース I	○	○
コース II	○	× * 共通科目の検定試験(口述)合格後、国家資格等に基づく研修免除申請が必要です。
受講地	勤務先の所属する各支部で実施	8部門全て <u>Web(ライブ方式)</u> により実施

- (注) 1. コースIとは、共通科目・専門科目の両研修を受講するコースです。
2. コースIIとは、実施規程第20条に定める国家資格等を有し専門科目研修が免除となるコースで、国家資格等に対応する部門については同時に複数部門の申請が可能です。複数部門資格を取得しようとする方は、それぞれの部門について補償業務経歴が4年以上(概ね重複しない年又は年度での経験がそれぞれ4年以上)必要です。(参考)-1(25頁)参照のこと
3. コース別の補償業務管理士資格の取得についての流れについては参考)-2(26頁)参照のこと。

2. 研修会場・実施期間等

(1) 研修会場

支部名 (受講地)	研修の実施場所	実施期間			
		月	日(曜日)		
北海道 (札幌市)	道特会館 TEL011-251-8506 札幌市中央区北二条西2丁目26番 仲通東向き	5	20 火	21 水	22 木
東北 (仙台市)	TKPガーデンシティ仙台 TEL022-204-1036 仙台市青葉区中央1-3-1 AER (アエル) 21階	5	20 火	21 水	22 木
関東 (東京都)	連合会館 TEL03-3253-1771 東京都千代田区神田駿河台3-2-11	5	20 火	21 水	22 木
北陸 (新潟市)	新潟県自治会館 別館9階「ゆきつばき」 新潟市中央区新光町4-1 TEL025-284-4101	5	21 水	22 木	23 金
中部 (名古屋市)	昭和ビル 9階「ホール」 TEL052-261-7751 名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル	5	21 水	22 木	23 金
近畿 (大阪市)	新梅田研修センター TEL06-4796-3371 大阪市福島区福島6-22-20	5	21 水	22 木	23 金
中国 (広島市)	広島商工会議所 1階「101号室」 TEL082-222-6631 広島市中区基町5-44	5	28 水	29 木	30 金
四国 (高松市)	サン・イレブン高松 TEL087-821-3315 高松市松福町2丁目15-24	5	20 火	21 水	22 木
九州 (福岡市)	福岡商工会議所 3階「301会議室」 福岡市博多区博多駅前2-9-28 TEL092-441-1116	5	20 火	21 水	22 木
沖縄 (那覇市)	沖縄県市町村自治会館 4階 TEL098-862-8181 那覇市旭町116-37	5	27 火	28 水	29 木

(2) Web 申込受付期間等

受付期間は**令和7年4月3日(木)**から**4月18日(金)**までです。

申込み手続きとして、補償業務経歴入力→協会確認→押印経歴書のアップロード等
一定の期間を要しますので、お早めにお申し込みください。

Web 申込ご質問先

① 業務経歴等、内容について…所属支部(7頁 参照)

② Web 申込システムについて…IASS (一社)社会資本整備支援機構 TEL03-6272-5071
なお、お問い合わせは 9:00~17:00 でお願いいたします。

3. 研修の科目等

研修は、原則として次の科目、日程等で行います。

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
第1日目	開講式	用地事務概要 (1.5)	補償の法理 (1)		土地利用規制法概説 (2.5)			不動産登記法概説 (1.5)	
第2日目		土地収用法概説 (2)	事業損失・ 生活再建 (1)		公共補償基準 (2)		補償関係税制概説 (2)		
第3日目	発注仕様概説 (1)	補償コンサル タント業 (1)	一般補償基準 (1)		一般補償基準 (2.5)		閉講式		

(注) ①()内は講義時間を示します。②初日受付は、午前8時55分までに済ませてください。

4. 申込に必要な書類

次の書類を入力してください。

① 「共通科目研修受講申込書」(様式1)

なお、この申込書(様式1)に記載するメールアドレスは、**個人ごとのメールアドレスを入力**してください。(共有アドレスは、セキュリティ管理上、問題が有りますので使用不可とします。**厳守**)

② 「7. 補償業務勤務経歴」(様式3)

公共用地取得実務経験者(国、地方公共団体等にあつて、補償業務に20年以上従事した者をいう。)のみ入力してください。

* それ以外の方は、この書類の添付は必要ありません。

③ 「8. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」(様式4)

複数部門取得しようとする者は、**取得しようとする部門それぞれについて補償業務経歴が4年以上(概ね重複しない年又は年度での経験がそれぞれ4年以上)必要**です。

* 公共用地取得実務経験者の方は、この書類の添付は必要ありません。

④ 「受講写真票」(様式2)

登録用証明写真は、受講票に使用する写真です。

※脱帽、上半身、6か月以内に撮影、正面を向き表情が認識できるものをご提出ください。

※写真は、JPEG,PNG形式で、3MB以下のものをご提出ください。

⑤ **公共用地取得実務経験者(民間事業者在籍中)**、出向者並びに添付する「補償業務経歴」証明印が前に在籍していた会社の代表者の場合は、「被保険者記録照会回答票」(写し)を添付してください。*それ以外の方は、添付する必要はございません。

(注)「被保険者記録照会回答票」は、ねんきんネット(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)参照。



◎これらの写しについては、いずれも、**保険者番号及び被保険者等記号、番号等を読み取れないように塗りつぶし（マスキング）**を施したうえで添付してください。

⑥ コースⅡの方は、当該資格の「**国家資格登録証明書**」（写し）

当該資格を証する関係機関の「登録証明書」等の国家資格を登録したことを証する書類です。「**合格証書**」は不可です。

(注)「登録証明書」(写し)等の氏名が現在と異なっている場合は、**戸籍謄本又は抄本のコピー**を必ず添付してください。

5. 記載上の注意事項

- ① 入力に当たっては、必ず**受講者本人が常用漢字で入力**してください。
- ② 入力、添付書類に**不備（記入漏れ、誤記等）**又は**偽りがあった場合には、受講失格となることがあります**ので、必ず**受講者本人が入力**し、不備のないよう、再度チェックしてください。
- ③ 出力される補償業務経歴書は複数枚であっても、入力は一連で入力可能です。
- ④ コースⅡの受講者で複数部門の取得を予定している者は、必ず、取得予定の部門すべてをチェックし、それぞれの部門について「8. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」を入力してください。その際複数部門取得しようとする者は、**取得しようとする部門それぞれについて補償業務経歴が4年以上（概ね重複しない年又は年度での経歴がそれぞれ4年以上）**必要です。
- ⑤ **研修受講の際、コースⅠとコースⅡを同時に選択することは出来ません。**

(例)・・・土地評価(4年以上の**補償業務経歴**)と物件、事業損失(それぞれ4年以上の補償業務経歴と建築士の**国家資格を登録**している)を今年受けた場合。

共通科目研修は「コースⅠ・土地評価」で申込み、受講する。



専門科目研修も「コースⅠ・土地評価」で申込み、受講する。



筆記試験を共通科目・専門科目(土地評価)で受験する。



筆記試験結果が合格の場合(共通科目・合格必須)、**本部へ連絡**し、物件と事業損失の「部門追加手続」を申請する。(※この時に物件と事業損失の経歴を確認します。)

ただし、同じコースⅠで下記条件を満たした場合は、複数部門選択し共通科目研修を受講することが可能です。

- <条件>
- ・ 選択する部門の補償業務経歴が4年以上満たしている。
 - ・ 今年度専門科目研修の日程が重複しない部門。(別紙1参照)
 - ・ 今年度筆記試験の時間割が重複しない部門。(別紙1参照)

- ⑥ 「7. 補償業務勤務経歴」(公共用地取得実務経験者のみ必要)
公共用地取得実務経験者の場合は、「7. 補償業務勤務経歴」の記載期間は、在職した期間のうち、**補償業務に従事した勤務経歴で20年以上**になるように入力してください。(13頁参照)
- ⑦ 「8. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」の欄の部門ごとの件名は、契約時の業務発注名を入力してください。その際、**件名がそれ自体では具体的な業務内容がはっきりしない場合には、次の「記入例」のように業務内容(対象物と業務の内容(調査、積算等))を明確にしてください。(部門ごとの記載例については15頁以降参照のこと)**
なお、各部門の業務内容は、<参考>-3 II.(28頁)のとおりです。

記入例

一般国道〇〇号改築△△地区用地調査等業務委託(物件・・・非木造建物に係る調査、積算業務を含む。)

- * 土地調査部門の申請で、用地測量業務のみを入力しても補償業務には該当しません。用地測量業務と同時に土地調査業務を請け負っている場合は、必ずその旨を入力してください。土地評価部門の申請で不動産鑑定評価業務のみを入力しても同様です。
- ⑧ 「7. 補償業務勤務経歴」又は「8. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」の証明は、所属する又は所属した会社等の**人事権を有する証明者(通常は代表者)**により行ってください。
- ⑨ 「8. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」は、**元請業務を入力してください。**
また、当該業務経歴には暦年又は年度ごとに**原則2事例以上入力(元請で時点の異なるもの)**してください。暦年又は年度ごとに業務経歴の入力がない場合は、通年の期間計算には算入しないでください。
- ⑩ 所属する又は所属した会社等が複数で、これらの会社等における業務経歴により経験年数を満たすときは、複数の会社等の証明が必要です。この場合には、所属する又は所属した会社等ごとに「7. 補償業務勤務経歴」又は「8. 資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」を入力してください。
- ⑪ 倒産等により会社等の証明を得ることができない場合には、その理由書と当時、在職期間中の役員又は上司等の**2名以上の連名**により証明してください。
その際、証明者が当時その会社等に在籍していたことの証として、**上司2名以上の連名証明の場合は、証明者の「被保険者記録照会回答票」(写し)、役員の証明の場合は、閉鎖事項全部証明書(証明する期間に役員として登記されているもの)を添付**してください。
※これらの写しについては、いずれも取得する部門の補償業務経歴の証明する会社とは関係のないデータは、**読み取れないように塗りつぶし(マスキング)**を施したうえで添付してください。
- ⑫ **提出する全書類をダウンロードし、最終合格発表まで案内書とともに必ず保管**しておいてください。(後日、記載事項等について確認する場合があります。)
その他、入力に関する詳細は、10頁以降の「入力例」を参照してください。

6. 受講手数料及び納付方法

- ① 正会員又はその他の「受講手数料」は、下記④のとおりです。

なお、当該受講者が現に勤務している事業所等が正会員でなくても、同一法人等の本社、支社又は営業所等のいずれかが当協会の正会員となっている場合には、受講手数料は正会員の額となります。(この場合、会員番号は、主たる営業所が正会員の場合は会員名簿に記載されている番号を、その他の場合は地理的に近い営業所等の会員番号を入力してください。)

公共用地取得実務経験者(民間事業者在籍中)並びに出向者については「被保険者記録照会回答票」(写し)記載の勤務先により、会員、非会員の判断を行います。

- ② 受講手数料は、ATM 機等(インターネットバンキング可)により、**必ず受講者個人名**で下記口座に振込み、その「利用明細書」等の「写し」を添付してください。振込みに際しては、**当協会の正会員の方は、個人名の前に必ず会員番号を入力**してください。(正会員とは、当協会会員を示します。**補償コンサルタント CPD 会員は含みません。**)

(例：3-7 コウノ タロウ) ※勤務先名も入力して頂いて構いません。

なお、振込みに要する費用は、受講者の負担といたします。

振込先：三菱UFJ銀行 本店

預金種目：普通預金

口座番号：No.7649508 ※注) 口座番号にご注意ください。

受取人：一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

所在地：東京都中央区八丁堀2-20-9 八丁堀 FRONT 3階

- ③ 現金等による受講手数料の納付は受け付けません。
 ④ 受講手数料は、下表のとおりです。Web 申込の手順に従いお振込みください。

(単位：円)

区 分		正 会 員 ※	そ の 他
受講手数料		40,000	50,000
内 訳	本体価格	36,364	45,455
	消費税額(10%)	3,636	4,545

一般社団法人日本補償コンサルタント協会 登録番号：T2010405001152

※上記受講費用については、本研修案内文書(本紙)と、受講者(又は会社)が受講費用を振込んだ際の「利用明細書」等の控えをもって、インボイス(適格請求書)といたします。(「消費税法基本通達 1-8-1」参照)

- ⑤ **正会員とは、当協会会員を示します。補償コンサルタントCPD会員は含みません。**
 ⑥ 受講手数料には、**交通費、宿泊費は含まれておりません。** 宿泊場所は、各自で手配してください。

※受講手数料の返還

- ① 受講初日の半月前まで 80%返還
 ② 上記①以後、受講初日の一週間前まで 50%返還
 ③ ①、②以後 返還なし

注) 返還に伴う振込手数料は、受講者の負担といたします。

- ⑦ 受講申込後、受講地を変更又は受講を取下げの場合は、速やかに**受講先支部宛**に連絡し、必要な手続をお取りください。(下記参照:勤務先所在地により区分されます)

受講先所属支部	勤務地
〒060-0002 札幌市中央区北二条西 2-29-1 札幌ウイングビル 4階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 北海道支部 Tel 011-232-3738 FAX 011-232-3728	北海道
〒980-0014 仙台市青葉区本町 1-3-9 第六広瀬ビル 7階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 東北支部 Tel 022-261-1935 FAX 022-261-4558	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
〒110-0005 東京都台東区上野 3-17-9 タイムビル2 4階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 関東支部 Tel 03-5818-7221 FAX 03-5818-7224	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県
〒950-0087 新潟市中央区東大通1-1-15 東大通ビル 6階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 北陸支部 Tel 025-241-8303 FAX 025-247-2700	新潟県 富山県 石川県
〒460-0008 名古屋市中区栄 4-3-26 昭和ビル 612号 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 中部支部 Tel 052-241-9779 FAX 052-252-5359	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
〒540-0026 大阪府大阪市中央区内本町 1-2-6 パナシアビル 4階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 近畿支部 Tel 06-6949-0805 FAX 06-6949-0816	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 福井県
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 3-6 第2ウエノヤビル 6階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 中国支部 Tel 082-224-5970 FAX 082-224-5971	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
〒760-0066 高松市福岡町 3-11-22 建設クワイエットビル 4階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 四国支部 Tel 087-822-7265 FAX 087-822-8350	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街 5-11 第13泰平ビル 10階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 九州支部 Tel 092-471-8808 FAX 092-471-6797	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
〒900-0021 那覇市泉崎 1-13-8 ハーモニー泉崎ビル 2階 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 沖縄支部 Tel 098-869-8570 FAX 098-869-4044	沖縄県

7. 研修受講上の諸注意

- ① 「受講票」は、受付完了後に「受講申込書」(様式1)記載のe-mailアドレスあてにリンク先をお知らせしますので、そちらにアクセスしダウンロードしてください。
- ② 研修当日は、必ず「受講票」(印刷物(スマホ等の画面でも可))を持参してください。
- ③ 研修初日は、午前8時55分までに入室を済ませてください。
- ④ 研修期間中は、毎朝受付を行いますので、講義開始10分前までに「受講票」を受付に提示してください。
研修開始時刻に遅れてきた場合、受講できないことがあります。

8. 研修で使用する市販図書

研修の使用図書は、下記のとおりです。受講者自らが用意して、ご持参ください。

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| A. 用地取得と補償(新訂11版) | (一財)全国建設研修センター |
| B. 公共用地取得の税務(令和6年版) | (一財)大蔵財務協会 |
| C. 公共用地の取得等に伴う消費税等取扱いマニュアル(改訂4版) | (一財)公共用地補償機構 |
| D. 補訂版 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説 | (株)大成出版社 |
| E. 補訂版 公共補償基準要綱の解説 | (株)大成出版社 |

以上ですが、**各図書により購入方法等が違います**ので、ご注意ください(下記参照)。なお、上記出版元の電話番号は、次頁に記載しております。※申し込み締切りは、4月18日(金)

★研修会場では、研修使用図書の販売はいたしません。

- A. 「用地取得と補償(新訂11版)」／(一財)全国建設研修センター
C. 「公共用地の取得等に伴う消費税等取扱いマニュアル(改訂4版)」／(一財)公共用地補償機構
- ↓
- 出版元のホームページから購入手続きの申し込みをしてください。

- B. 「公共用地取得の税務(令和6年版)」／(一財)大蔵財務協会
- ↓
- 別紙「共通科目研修の使用図書の斡旋申込書／(一財)大蔵財務協会」に必要事項を記入し、**(一財)大蔵財務協会宛てにFAX**してください。

- D. 「補訂版 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説」／(株)大成出版社
E. 「補訂版 公共補償基準要綱の解説」／(株)大成出版社
- ↓
- 別紙「共通科目研修の使用図書の斡旋申込書／(株)大成出版社」に必要事項を記入し、**(株)大成出版社宛てにFAX**してください。

その他の研修テキストは、研修会場で配付します。

* 購入する市販図書の発送について :

発送方法などの詳細については、下記各出版社へお問い合わせください。

< 図書出版元 >

- (一財)全国建設研修センター042-327-8400
- (一財)大蔵財務協会03-3829-4141
- (一財)公共用地補償機構03-5940-2166
- (株)大成出版社03-3321-4131

9. 共通科目研修修了証書の交付

研修を修了した者には、修了証書を交付します。研修終了後に「受講申込書」(様式1)記載の e-mail アドレスあてにリンク先をお知らせしますので、そちらにアクセスし修了証書をダウンロードしてください。(後日、専門科目研修及び筆記試験申し込みにあたって必要となりますので、大切に保管してください。)

なお、研修受講後、研修受講時の住所等に変更が生じた場合は、その後の書類等の送付に支障が生じますので、必ず FAX 等で速やかに本部までご連絡ください。

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 研修事業部
〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-20-9 八丁堀 FRONT 3階
FAX:03-6275-2693

10. その他

全支部の共通科目研修終了後に「専門科目研修実施の案内」(お知らせ)を協会本部 HP に掲示します。コースⅠ受講者の方は、各自必ずご確認いただき、次の「専門科目研修」をお申込みください。

なお、コースⅠ受講者の「専門科目研修申込期間」については、コースⅢとは別に設けてあります。共通科目研修修了後に、Web でお申込みください。

11. 記入例

Web 申込事項は、下記に準じたものとなります。Web 申込頁にて順次ご入力ください。

(公共用地取得実務経験者の例)
(様式3)

氏名

霞田 良浩

7.	補償業務勤務経歴	期 間	勤務先名及び役職名	業 務 の 内 容	年月数
		平成16年 4月から 平成19年 5月まで	国土交通省〇〇地方整備局 用地部用地第2課	用地買収業務全般	3年2月
		平成19年 6月から 平成22年 3月まで	同 上 用地部用地第3課	同 上	2年10月
		平成22年 4月から 平成24年 3月まで	同 上 〇〇河川国道事務所用地課	同 上	2年
		平成24年 4月から 平成26年 3月まで	同 上 〇〇河川国道事務所用地課 用地係長	同 上	2年
		平成26年 4月から 平成28年 10月まで	同 上 〇〇河川国道事務所用地課 用地係長	同 上	2年7月
		平成28年 11月から 平成30年 3月まで	同 上 〇〇河川国道事務所用地課 用地係長	同 上	1年5月
		平成30年 4月から 令和2年 11月まで	同 上 〇〇河川国道事務所用地課 用地官	同 上	2年8月
		平成2年 12月から 令和5年 1月まで	同 上 〇〇河川国道事務所用地課 用地課長	同 上	2年2月
		令和5年 2月から 令和7年 1月まで	同 上 〇〇河川国道事務所用地課 用地課長	同 上	2年
		年 月から 年 月まで			
		年 月から 年 月まで			
		合 計			

表頭に係る者の補償業務勤務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

所在地
名称
代表者氏名

〇〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇号
国土交通省〇〇地方整備局
局長 〇 〇 〇 〇



部門別補償業務経歴入力例

本様式については、特に下記事項について留意し、次頁以降の入力例にしたがって入力のうえ添付してください。

※ 発注者(上段)

土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した補償コンサルタント登録規程第2条第1項の「補償業務を直接請負った業務(元請)しか認められません」ので、建設会社、コンサルタント会社、民間企業、個人等からの発注は業務経歴には加算されません。

※ 補償業務の件名(下段)

契約書の件名では、当該部門の補償業務内容であるか分かりづらい場合は、以下のように収用対象事業の種類(内容)、当該部門の業務の内容であること等が分かるように適宜補足してください。

(例) (契約書の件名)「国道〇〇号線用地調査等業務」



(土地調査部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区土地調査業務(登記簿の閲覧、土地の境界確認、権利者の住所・氏名の確認。)

(土地評価部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区土地評価業務(標準地評価及び比準業務)

(物件部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区用地調査業務(非木造建物及び立木等調査算定を含む。)

(機械工作物部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区支障物件調査業務(〇〇工場設備調査算定業務)

(営業補償・特殊補償部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区用地調査業務(〇〇商店営業休止補償調査算定業務を含む。)

(事業損失部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区家屋調査業務(電波障害影響調査を含む。)

(補償関連部門)

国道〇〇号線道路拡幅工事に伴う××地区意向調査業務

※ 業務経歴期間の計算については、年度又は暦年で時点の異なる事例が2以上ある場合、本様式の終期から始期を差し引いた年月数が実務経験年数となりますが、それを満たさない場合は、それぞれの業務経歴期間の積み上げとなりますのでご注意ください。

※ 件名の選択に当たっては、所属会社が受注した業務で、必ず申請者本人が担当した業務を入力してください。(実施規程第21条第3号に抵触するおそれがあります。)

(記入例:一般) (様式4)

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	八木実花
土地調査	
	部門

8.	資格取得しよとうとする部門の補償業務経歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)		
		令和元年 5月から 令和元年 7月まで	〇〇県〇〇地方振興局 県道57号改築工事〇〇地区用地測量業務 (土地境界確認、権利調査等土地調査を含む。)		
		令和元年 9月から 令和元年 12月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一般国道〇号改築工事〇〇地区土地調査業務 (土地境界確認、権利調査等)		
		2年 4月から 2年 6月まで	〇〇市道路建設課 市道〇〇線〇〇地区拡幅歩道設置工事用地測量業務 (登記簿閲覧、境界確認等土地調査を含む。)		
		2年 9月から 2年 11月まで	〇〇県〇〇土木事務所 〇〇川改修〇〇地区築堤工事土地調査業務 (土地境界確認、権利調査等)		
		3年 6月から 3年 7月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 〇〇川水系〇〇砂防堰堤工事用地測量等業務 (土地境界確認等の土地調査を含む)		
		3年 10月から 4年 1月まで	〇〇町土木課 町道〇〇線拡幅工事用地調査業務 (土地境界確認等の土地調査を含む)		
		4年 6月から 4年 9月まで	〇〇市街路課 都市計画街路〇〇線交通安全施設設置等工事土地調査業務 (土地境界確認、権利調査等)		
		4年 11月から 5年 2月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 〇〇西バイパス建設工事〇〇地区用地調査等業務 (権利確認等土地調査を含む。)		
		5年 5月から 5年 7月まで	〇〇県〇〇地方振興局 広域農道〇〇線拡幅工事用地測量調査業務 (登記簿閲覧、土地境界確認等土地調査業務を含む。)		
		5年 9月から 6年 2月まで	〇〇県〇〇土地改良区 〇〇地区ほ場整備事業灌漑排水工事土地調査業務 (土地境界確認、権利調査等)		
		6年 6月から 6年 8月まで	〇〇市下水道課 〇〇地区下水処理場建設工事用地測量業務 (登記簿閲覧等土地調査を含む。)		
		合 計			5年4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



(様式4)

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	三田裕志
土地評価	部門

8.	資格を 取得し よう とする 部門の 補償 業務 経歴	期間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)	
		平成31年4月から 令和元年6月まで	〇〇県〇〇土木事務所 県道20号拡幅工事〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務	
		令和元年8月から 令和元年11月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区用地調査業務(標準地評価及び比準業務)	
		2年4月から 2年5月まで	〇〇市土木局道路建設課 市道〇〇線改築〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務	
		2年9月から 2年11月まで	〇〇県〇〇地方振興局 一般国道〇〇〇号改築〇〇地区用地調査業務(標準地評価及び比準業務)	
		3年5月から 3年7月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区用地調査等業務(標準地評価及び比準業務)	
		3年9月から 3年12月まで	〇〇県道路公社 一般有料道路〇〇線拡幅工事〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務	
		4年4月から 4年5月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇地区土地評価業務(標準地評価及び比準業務)	
		4年10月から 5年2月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一級河川〇〇川水系〇〇川改修〇〇地区用地調査等業務 (標準地評価及び比準業務)	
		5年5月から 5年7月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区用地買収に伴う土地評価業務 (標準地評価及び比準業務)	
		5年8月から 5年11月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 一般有料道路〇〇線〇〇ジャンクション建設工事〇〇地区用地買収に伴う 標準地評価及び比準業務	
		6年5月から 6年7月まで	〇〇県〇〇土木事務所 県道51号改築工事〇〇地区用地買収に伴う標準地評価及び比準業務	
		合計		5年4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



(様式4)

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	甲野太郎	
物件	部門	

8.	資格を 取得 し よう と す る 部 門 の 補 償 業 務 経 歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)	
		令和元年 5月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		令和元年 7月まで	一般国道〇号改築〇〇地区建物等調査算定業務	
		令和元年 9月から	〇〇県〇〇地方振興局	
		令和元年 11月まで	県道15号改築工事〇〇地区非木造建物等調査算定業務	
		令和2年 4月から	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所	
		2年 8月まで	高速自動車国道〇〇線〇〇地区用地調査等業務 (物件・・・木造、非木造建物調査、算定業務)	
		2年 9月から	〇〇市道路建設課	
		2年 11月まで	市道〇〇線〇〇地区交通安全施設設置工事非木造建物等調査算定業務	
		3年 4月から	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所	
		3年 7月まで	一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区用地調査業務 (物件・・・木造、非木造建物、立木等調査算定)	
		3年 9月から	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所	
		3年 11月まで	〇〇川水系〇〇砂防堰堤工事物件調査算定業務 (建物等調査算定)	
		4年 4月から	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所	
		4年 8月まで	一般有料道路〇〇線〇〇インターチェンジ建設工事家屋調査算定業務	
		4年 10月から	〇〇市街路課	
		5年 2月まで	都市計画街路〇〇線改築工事建物等調査算定業務	
		5年 5月から	〇〇市道路建設課	
		5年 8月まで	市道〇〇線改築〇〇地区用地調査業務 (物件・・・木造、非木造建物等調査算定業務)	
		5年 9月から	〇〇県道路公社	
5年 11月まで	一般有料道路〇〇線拡幅工事〇〇地区家屋調査算定業務			
6年 5月から	〇〇県〇〇地方振興局			
6年 8月まで	広域農道〇〇線拡幅工事家屋等調査算定業務			
			合 計	5年4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



(様式4)

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	鈴木貞浩
機械工作物	部門

8.	資格を 取得し よう とする 部門の 補償 業務 経歴	期間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)		
		平成31年 4月から 令和元年 8月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築〇〇地区物件調査算定業務 (機械工作物・・・ガソリンスタンド施設調査算定)		
		令和元年 9月から 令和元年 12月まで	〇〇県〇〇地方振興局 県道5号改築工事〇〇地区物件調査業務委託 (機械工作物・・・食品加工機械設備移転調査算定)		
		令和2年 4月から 2年 6月まで	〇〇市都市計画局街路課 都市計画街路〇〇線改築工事用地調査業務委託 (機械工作物・・・化学工場プラント施設調査算定)		
		2年 9月から 3年 3月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇地区用地調査等業務委託 (機械工作物・・・金属加工工場ライン設備調査算定)		
		3年 5月から 3年 7月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号〇〇バイパス建設工事〇〇地区特別物件調査等業務委託 (機械工作物生コン製造プラント調査算定)		
		3年 9月から 3年 12月まで	〇〇市土木局道路建設課 市道〇〇線改築〇〇地区用地調査業務 (機械工作物自動車整備工場機械調査算定業務)		
		4年 4月から 4年 8月まで	〇〇県〇〇地方振興局 主要地方道〇〇線拡幅工事〇〇地区歩道設置工事物件等調査算定業務委託 (機械工作物・ガソリンスタンド施設及び石油貯蔵タンク移転調査算定)		
		4年 11月から 5年 1月まで	〇〇市都市計画局街路課 都市計画街路〇〇線改築工事支障物件調査算定業務 (機械工作物・・・パン製造工場設備調査算定)		
		5年 5月から 5年 7月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区物件調査業務委託 (機械工作物・・・有線放送設備の調査算定)		
		5年 9月から 6年 1月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 一般有料道路〇〇線〇〇インターチェンジ建設工事物件調査算定業務 (機械工作物・・・採石プラント調査算定)		
		6年 5月から 6年 7月まで	〇〇県〇〇地方振興局 林道〇〇線改築工事機械工作物等調査算定業務 (機械工作物・・・製材機械調査算定)		
				合計	5年4月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



(様式4)

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	佐藤 克樹
営業補償・特殊補償	部門

8.	資格を 取得し よ う と す る 部 門 の 補 償 業 務 経 歴	期 間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)	
		令和元年 5月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		令和元年 8月まで	一般国道〇号改築〇〇地区〇〇商店他営業調査算定業務 (営業・・・営業休止等補償算定業務)	
		令和元年 9月から	〇〇市街路課	
		令和元年 10月まで	都市計画街路〇〇線改良工事営業調査算定業務 (営業・・・クリーニング店営業休止補償算定)	
		2年 4月から	〇〇県〇〇土木事務所	
		2年 6月まで	〇〇港改修工事漁業調査業務 (特殊・・・漁業権消滅及び制限補償調査算定)	
		2年 9月から	〇〇市道路建設課	
		3年 3月まで	市道〇〇線〇〇地区交通安全施設設置工事用地調査業務 (営業・・・パチンコ店等休業補償調査算定)	
		3年 5月から	〇〇地方整備局〇〇港湾事務所	
		3年 8月まで	〇〇港改修工事漁業調査業務 (特殊・・・漁業権消滅及び制限補償調査算定)	
		3年 9月から	〇〇県〇〇地方振興局	
		3年 11月まで	県道52号改築工事〇〇地区〇〇商店等他〇件営業調査算定業務 (営業・・・営業廃止及び休業補償調査算定業務)	
		4年 4月から	〇〇市道路建設課	
		4年 7月まで	市道〇〇線改築〇〇地区用地調査業務 (営業・・・コンビニエンスストア等営業休止補償等調査算定業務)	
		4年 11月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		5年 2月まで	〇〇東バイパス建設工事〇〇地区用地調査等業務 (営業・・・〇〇商店営業規模縮小補償額算定業務)	
		5年 5月から	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所	
5年 7月まで	一級河川〇〇川水系〇〇川改修〇〇築堤用地調査等業務 (特殊・・・農業廃止補償調査算定業務)			
5年 9月から	〇〇町土木課			
5年 12月まで	町道〇〇線拡幅工事用地調査業務 (営業・・・美容院営業休止補償調査算定業務)			
6年 4月から	〇〇市下水道課			
6年 6月まで	〇〇地区下水道管渠整備工事用地測量業務 (営業・・・〇〇商店他営業休止補償調査算定)			
			合 計	5年2月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



(様式4)

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	原西 萌々香
事業損失	部門

8.	資格取得しようにとする部門の補償業務経歴	期間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)	
		平成31年 4月から	〇〇市道路建設課	
		令和元年 5月まで	市道〇〇線改築工事〇〇地区建物等事前調査業務	
		令和元年 9月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		令和元年10月まで	一般国道〇号改築〇〇地区建物等事前調査業務	
		2年 4月から	〇〇地方整備局〇〇国道事務所	
		2年 6月まで	一般国道〇号改築〇〇地区建物等事後調査算定業務	
		2年 9月から	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所	
		3年 1月まで	高速自動車国道〇〇線〇〇高架橋建設工事電波障害影響事前調査	
		3年 5月から	〇〇県〇〇地方振興局	
		3年 8月まで	県道〇〇号改築工事〇〇地区家屋等事前調査業務	
		3年 9月から	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所	
		3年11月まで	一般国道〇号〇〇バイパス〇〇隧道建設工事物件調査業務 (事業損失・・・水枯渇補償算定)	
		4年 5月から	〇〇県道路公社	
		4年 6月まで	一般有料道路〇〇線改築工事〇〇地区家屋事前調査業務	
		4年11月から	〇〇県道路公社	
		5年 2月まで	一般有料道路〇〇線改築工事〇〇地区家屋事後調査算定業務	
		5年 5月から	〇〇市都市計画局街路課	
5年 7月まで	都市計画街路〇〇線改築工事建物等事前調査業務			
5年 9月から	〇〇県〇〇地方振興局			
5年12月まで	広域農道〇〇線拡幅工事用地調査業務 (事業損失・・・家屋等事前調査)			
6年 4月から	〇〇地方整備局〇〇河川事務所			
6年 6月まで	〇〇川水系〇〇砂防堰堤工事物件調査算定業務委託 (事業損失・水枯渇補償算定業務)			
			合計	5年3月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



(様式4)

★複数の会社にわたって、補償業務経歴が必要年数を満たす場合は、この様式は、それぞれ所属していた会社の証明が必要になりますので、コピーしてお使いください。

氏名	伊藤里乃
補償関連	部門

8.	資格を 取得し よう とす る部 門の 補償 業務 経歴	期間	発注者(上段)及び補償業務の件名(下段)		
		平成31年4月から 令和元年9月まで	〇〇地方整備局〇〇国道事務所 一般国道〇号改築工事用地調査業務 (補償説明業務を含む。)		
		令和元年12月から 2年3月まで	〇〇地方整備局〇〇ダム工事事務所 〇〇ダム事業に伴う地域住民意向調査業務		
		2年4月から 2年6月まで	〇〇県〇〇土木事務所 〇〇ダム事業に伴う地域住民生活再建調査業務		
		2年9月から 2年12月まで	〇〇地方整備局〇〇ダム工事事務所 〇〇ダム事業に伴う代替地対策調査業務		
		3年5月から 3年8月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 高速自動車国道〇〇線〇〇インターチェンジ建設工事裁決申請書添 付図書等作成業務		
		3年9月から 3年12月まで	〇〇地方整備局〇〇河川国道事務所 一般国道〇号改築〇〇バイパス〇〇地区用地調査業務 (事業認定申請図書作成業務)		
		4年5月から 4年6月まで	〇〇県〇〇農林事務所 〇〇地区灌漑事業〇〇ダム建設事業用地調査業務(生活再建調査を含 む。)		
		4年11月から 5年2月まで	〇〇高速道路(株)〇〇支社〇〇工事事務所 一般有料道路〇〇線〇〇ジャンクション建設工事裁決申請書添付図 書作成業務		
		5年5月から 5年10月まで	〇〇県〇〇地方振興局 〇〇ダム事業計画策定に伴う用地関係予備調査業務		
		5年11月から 5年12月まで	〇〇県〇〇土木事務所 〇〇港改修工事漁業調査業務(補償説明業務を含む。)		
		6年4月から 6年9月まで	〇〇地方整備局〇〇ダム工事事務所 〇〇ダム事業に伴う地域住民意向調査業務		
				合計	5年6月

表頭に係る者の補償業務経歴は、事実と相違ないことを証明します。

令和〇年△△月××日

所在地 東京都港区元新橋4丁目6番1号

名称 新橋補償株式会社

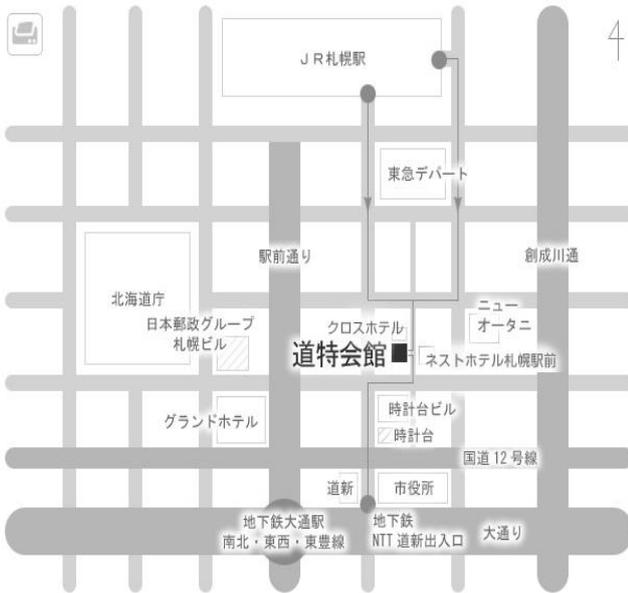
代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○



12. 研修会場案内図

※詳しくは、各会場HPをご覧ください。

北海道会場:道特会館

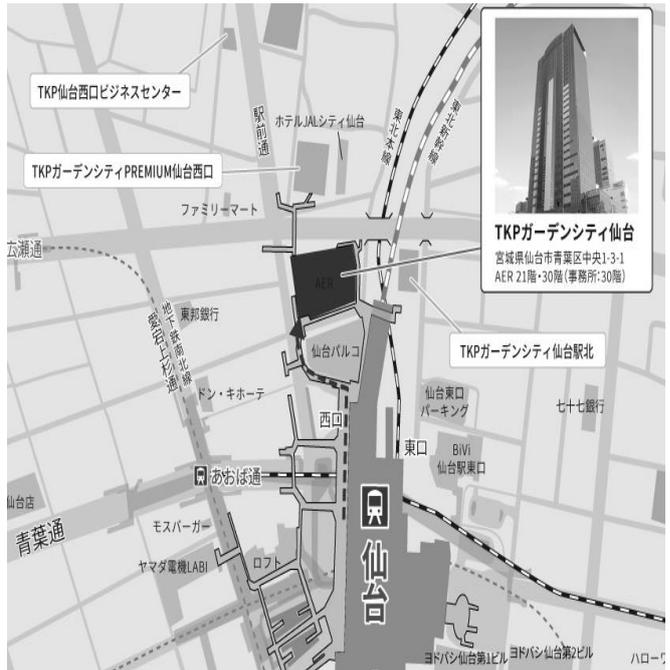


〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目26番 仲通東向き
電話：011-251-8506 FAX：011-281-3491

【公共交通機関】

- 地下鉄 南北線「札幌駅」下車徒歩 3分
- 地下鉄 東西線「大通駅」下車徒歩 5分
- JR札幌駅 下車徒歩 5分

東北会場:TKP ガーデンシティ仙台



- ・JR「仙台駅」西口 徒歩2分
- ・地下鉄南北線「仙台駅」北8出口 徒歩2分

関東会場:連合会館



- ・東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」B3出口 徒歩0分
 - ・東京メトロ丸の内線「淡路町駅」
 - ・都営地下鉄新宿線「小川町駅」
- 地下道を通して千代田線方面へ、B3出口
(B3出口まで徒歩3から5分)
- ・JR中央線・総武線「御茶ノ水駅」聖橋口 徒歩5分

北陸会場:新潟県自治会館



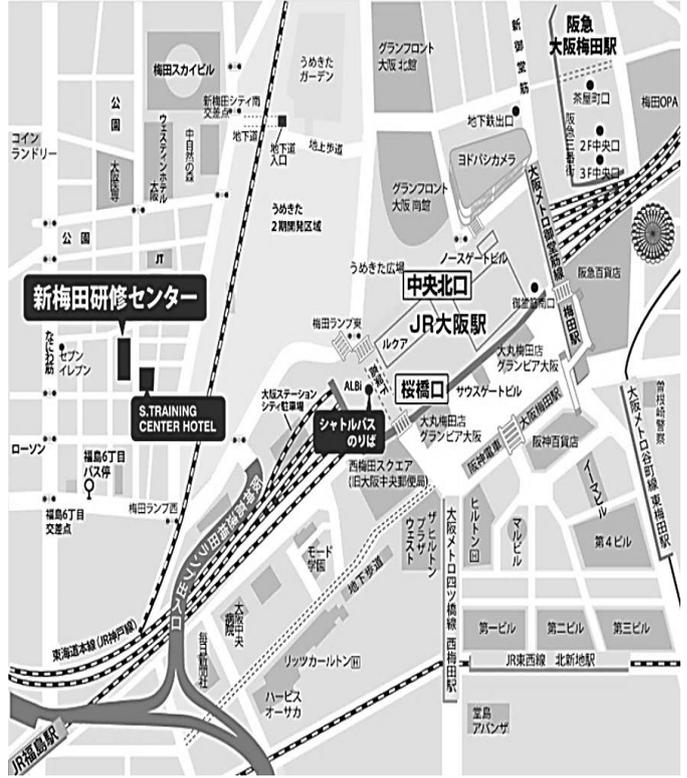
- ・JR新潟駅万代口バスターミナル
新潟交通バス「B1 萬代橋ライン (BRT)」乗車
「市役所前」下車、「C1 県庁線」に乗換
「県庁」バスターミナル下車<30分から40分>
※乗換に、ICカード「りゅーと」若しくは新潟市が発行する「のりかえ現金カード」を利用すると乗車料金210円。
上記のカードをお持ちでない場合は、下記のJR新潟駅南口からのバスをご利用ください。
- ・JR新潟駅南口バスターミナル
新潟交通バス「C1 県庁線」乗車
「県庁」バスターミナル下車<約25分>

中部会場:昭和ビル



- ・地下鉄東山線、名城線「栄駅」下車
12番、13番出口より徒歩3分

近畿会場:新梅田研修センター



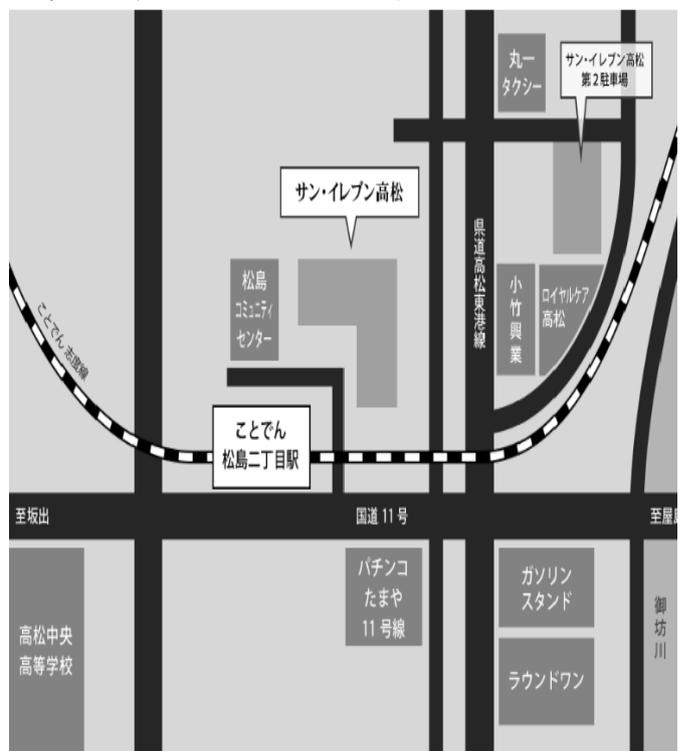
- 直通シャトルバス (20分おきに出発): 無料 約5分
※大阪駅 桜橋口を出てすぐ、高架下よりバスが出発します。

中国会場:広島商工会議所



- 広島駅より
 - ・路面電車 2宮島口行き 6江波行き 原爆ドーム前下車
 - ・バス 25井口・商工センター行き(3番のりば)
24吉島営業所・吉島病院方面(6番のりば)
紙屋町下車
- 広島駅新幹線口より
 - ・バス ひろしまめいがる〜ぶ レモンルート(2番)
原爆ドーム前下車
- 広島空港より
 - ・リムジンバス 広島バスセンター下車

四国会場:サン・イレブン高松



- 交通機関
電車
ことடன்高松築港駅より瓦町駅乗り替え「志度線」にて「松島二丁目駅」で下車。すぐ目の前。

九州会場:福岡商工会議所



- ・ JR「博多駅」博多口より徒歩約10分
- ・ 地下鉄空港線「祇園駅」5番出口より徒歩約3分
- ・ 地下鉄七隈線「櫛田神社前駅」より徒歩約3分

沖縄会場:沖縄県市町村自治会館



- ・ 空港・・・那覇空港から車で10分
- ・ バス・・・バスターミナルから目の前徒歩で3分
- ・ モノレール・・・旭橋駅から目の前徒歩で5分

提出書類の再チェック表

	提出書類	備考	
1	共通科目研修受講申込書(様式1)	Web 申込入力	
2	受講写真	Web 申込アップロード (脱帽、上半身6ヶ月以内に撮影したもの)	
3	「7.補償業務勤務経歴」(様式3) (※公共用地取得実務経験者のみ必要)	Web 申込→承認メール →証明印押印したものをアップロード	
4	「8.資格を取得しようとする部門の補償業務経歴」(様式4) (※公共用地取得実務経験者は不要)	同上	
5	公共用地取得実務経験者(民間事業者在籍中)、出向者並びに添付する「補償業務経歴」証明印が前に在籍していた会社の代表者の場合は、「被保険者記録照会回答票」(写し)を添付	それ以外の者は、アップロードする必要無し	
6	国家資格登録証明書(写し)	コースⅡのみ	

13. 参考

<参考>—1

補償業務管理士研修及び検定試験実施規程 (平成3年3月28日理事会決定)抜粋

(研修の受講者資格)

第7条 共通科目及び第3条に定める各部門(総合補償部門を除く。)の研修を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 第3条に掲げる部門のうち、資格を取得しようとする部門の業務内容の欄に掲げる業務について、4年以上従事した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められる者

2 第3条に定める総合補償部門の研修を受けることのできる者は、補償関連部門を含む3以上の部門の登録がなされている補償業務管理士とする。

(検定試験の方法等)

第9条 検定試験は、協会の実施する研修を修了した者について、共通科目及び部門ごとに筆記試験及び口述試験により行うものとする。

- 2 前項に定める研修は、当該研修修了証書の発行日から起算して3年を経過した日にその効力を失うものとする。

(合格証書等の交付等)

第12条

- 3 前項の筆記試験合格の効力は、合格した日から起算して5年を経過した日にその効力を失うものとする。※注

(研修及び検定試験の免除等)

第20条 研修及び検定試験を受けようとする者のうち第7条第1項の資格を有する者で、かつ、次表の左欄に記載されている資格を有する者については、手数料を添えて申請することにより、それぞれ右欄の研修及び該当する部門の検定試験を免除し、当該免除に係る検定試験に合格したものとみなす。

資 格	研 修
測量士 測量士補	土地調査部門の研修
不動産鑑定士 不動産鑑定士補	土地評価部門の研修 営業補償・特殊補償部門の研修
一級建築士 二級建築士 木造建築士	物件部門の研修 事業損失部門の研修
技術士(機械又は電気・電子) 技術士補(機械又は電気・電子)	機械工作物部門の研修
公認会計士 公認会計士補	営業補償・特殊補償部門の研修
税理士	営業補償・特殊補償部門の研修
公共用地取得実務経験者(国、地方公共団体等において、補償業務に20年以上従事した者をいう。)	総合補償部門以外の申請に係る部門の研修

(検定試験等の停止及び合格の取消)

第21条 研修及び検定試験に関して、次のような不正行為を行った者に対しては、その試験の停止及び合格の取消しを行うとともに、すでに交付した合格証書がある場合には、これを返還させるものとする。

- 三 研修受講申込書又は検定試験申込書に、学歴、経歴その他受講又は受験資格に係る経歴を偽って記入し、受講又は受験したとき

※注：(筆記試験の合格通知書の効力に関する経過措置)

この規定の施行(平成22年7月13日)前に交付した筆記試験の合格通知書の有効期間については、この規定を適用しない。

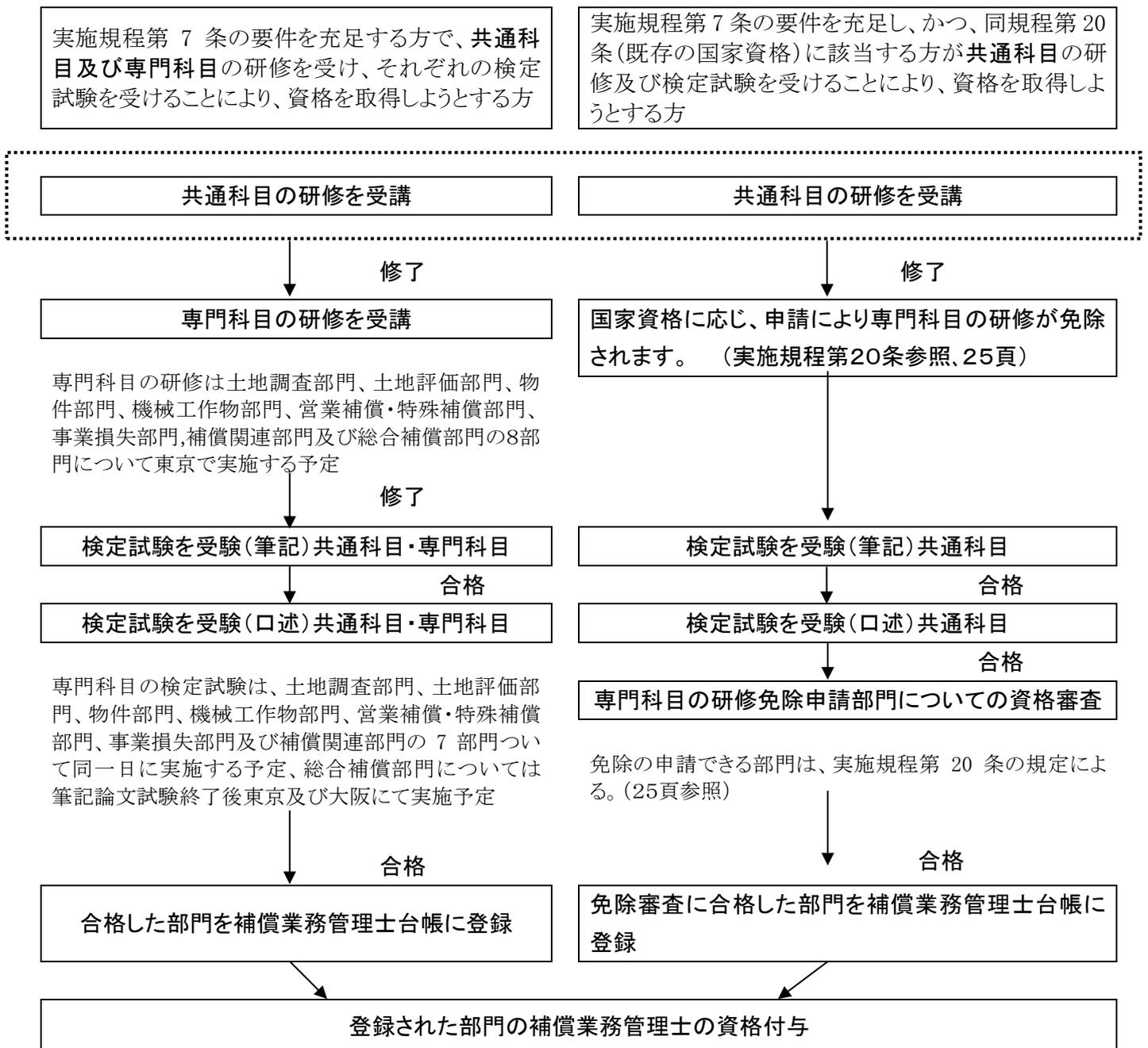
＜参考＞－2

補償業務管理士の資格取得までの流れ

補償業務管理士の資格を取得しようとする方は、補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成 3 年 3 月 28 日理事会決定。以下「実施規程」といいます。)第 2 条の規定に基づいて研修及び検定試験を受けなければなりません。補償業務管理士の資格を新たに取得するためには、最初に共通科目の研修から受講しなければなりません。その形態は次の2つのコース区分になっています。(既に補償業務管理士の資格をお持ちの方で、部門の追加をされる方は、専門科目研修からの受講となります。)

(コース I)

(コース II)



(注) 部分が、今回実施する研修です。

I. 「補償業務」とは

補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号(抄))

(登録)

第2条 補償コンサルタント(公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務(以下「補償業務」という。)の受託又は請負を行う者をいう。以下同じ。)のうち、別表に掲げる登録部門に係る補償業務を行う者は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える補償コンサルタント登録簿(以下「登録簿」という。)に登録を受けることができる。

別表(第2条関係)

登録部門
土地調査部門
土地評価部門
物件部門
機械工作物部門
営業補償・特殊補償部門
事業損失部門
補償関連部門
総合補償部門

Ⅱ．各部門に係る補償業務の内容

【土地調査部門】

土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積並びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務

【土地評価部門】

- (1) 土地の評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定業務
- (2) 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務

【物件部門】

- (1) 木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定業務
- (2) 木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又はこれらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務

【機械工作物部門】

機械工作物に関する調査及び補償金算定業務

【営業補償・特殊補償部門】

- (1) 営業補償に関する調査及び補償金算定業務
- (2) 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務

【事業損失部門】

^(注)
事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務

(注) 事業損失とは、事業施行中又は事業施行後における日陰等により生ずる損害等をいう。

【補償関連部門】

- (1) 意向調査^(注1)、生活再建調査^(注2)その他これらに関する調査業務
- (2) 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務^(注3)
- (3) 事業認定申請図書等の作成業務

(注1) 意向調査とは、事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。

(注2) 生活再建調査とは、公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。

(注3) 事業認定申請図書等の作成とは、起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための相談用資料(事業認定申請図書(案))の作成、事業認定庁との事前相談の完了に伴う本申請図書等の作成及び裁決申請図書作成等をいう。

【総合補償部門】

- (1) 公共用地取得計画図書の作成業務
- (2) 公共用地取得に関する工程管理業務
- (3) 補償に関する相談業務
- (4) 関係住民等に対する補償方針に関する説明業務^(注)
- (5) 公共用地交渉業務

(注) 公共用地交渉業務とは、関係権利者の特定、補償額算定書の照合及び交渉方針の策定等を行った上で、権利者と面接し、補償内容の説明等を行い、公共事業に必要な土地の取得等に対する協力を求める業務をいう。

<参考>-4

補償コンサルタント協会補償業務管理士試験委員会決定（平成 22 年 7 月 13 日付）のとおり、専門学校（別紙参照）の補償講座の単位を取得し、且つ、取得希望部門経歴が 4 年以上ある方は、共通科目の研修は免除とされます。

専門学校における補償講座（年度別開設状況）

支 部	学 校 名	開 設 学 科		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和元 (2019 年度)	令和 2 年 (2020 年度)
東 北	学校法人 北杜学園 仙台工科専門学校	環境土木工学科	環境土木工学科	環境土木工学科
関 東	学校法人 専門学校 中央工学校	測量科(夜間部)	測量科 (夜間部)	
中 部	学校法人 電波学園 東海工業専門学校 金山校	測量科	測量科	測量科
		測量設計科	測量設計科	測量設計科
近 畿	学校法人 創真総合技術学園 近畿測量専門学校	情報測量学科	情報測量学科	情報測量学科
九 州	学校法人 嶋田学園 福岡国土建設専門学校	都市環境設計科	都市環境設計科	都市環境設計科
	学校法人 九州測量専門学校	土木建設科	土木建設科	土木建設科
		測量情報科	測量情報科	測量情報科
			国際工学科	国際工学科
計		6 校	6 校	5 校

平成 22 年度 7 月 13 日
補償業務管理士試験委員会決定

専門学校補償講座受講生の取扱いについて

補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（以下「実施規程」という。）第 23 条（その他）の規定に基づき、専門学校補償講座受講生に対する共通科目の研修の取扱いについて、下記のとおり定める。

記

測量法第 51 条の 2 から第 51 条の 4 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた測量に関する専門の養成施設において補償業務に関する専門の知識等を修得した者は、共通科目の研修を受講したものとみなして当該養成施設を卒業した日から起算して 7 年を経過する日までの間、共通科目の研修を免除する。

令和7年度 専門科目研修日程

部門	日程(Web研修(ライブ配信期間))
土地調査	6月24日(火)～6月27日(金)
土地評価	7月1日(火)～7月4日(金)
物件	7月15日(火)～7月18日(金)
機械工作物	7月15日(火)～7月18日(金)
営業補償・特殊補償	6月24日(火)～6月27日(金)
事業損失	7月1日(火)～7月4日(金)
補償関連	7月8日(火)～7月11日(金)
総合補償	7月8日(火)～7月11日(金)

令和7年度 筆記試験日程

試験日 令和7年10月26日(日)		
午前	午後	
9:15～11:45	12:45～14:45	15:00～17:00
共通科目	土地調査	事業損失
	土地評価	物件
総合補償		機械工作物
	補償関連	営業補償・特殊補償

個人情報の取り扱いについて

- 1 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会は、受講者のプライバシーを尊重します。
- 2 一般社団法人 日本補償コンサルタント協会は、受講申し込みの際に、講習業務の遂行上必要な事項として、氏名、生年月日、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、資格者の登録・更新講習会・補償コンサルタント CPD 制度の案内等に利用し、それ以外の目的では使用しません。
- 3 申し込みの際にご提出いただいた申込書の内容を外部に意図的に公開、提供することはありません。
- 4 外部からの個人情報の公開、提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、申込者のプライバシー保護を遵守します。ただし、法令により個人情報を開示しなければならないときは、開示する場合があります。
- 5 申込者の情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止しています。

一般
社団
法人

日本補償コンサルタント協会

郵便番号 104-0032

東京都中央区八丁堀2-20-9

八丁堀FRONT 3階

電話 03 (6275) 2763

(研修事業部 直通)

FAX 03 (6275) 2693